

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	美山町平屋地域 (又林、下平屋、上平屋、安掛、野添、長尾、深見、荒倉、大内、内久保)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	105.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	104.3 ha
② 田の面積	105.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	92.9 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地域は高齢化が進み農地維持と生産が難しくなっているが、過去からの財産である農地を維持すべく水稻の栽培や豆類、飼料の転作にも取り組んでいる。野菜や花卉の生産に励んだ時期もあったが、獣害等により生産は途絶えた。現在は遊休農地を活用し、栗・漆の植栽に取り組んでいる。しかし、今以上に高齢化、農業者の減少が進むと農地維持が困難になると思われる。

・農地所有者の管理責任、水路の共同維持管理、互助精神による活動を通して遊休地、耕作放棄地の増加を食い止めてきたが、今後は農業者の高齢化や後継者不足から耕作放棄地の増加が懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・農地の集積・集約化を進め、農業施設及び農業機械設備の適正かつ有効な利用を継続することにより、農作業の効率化を図る。また、集落内担い手農家との協力体制を強固にするとともに農地の集約化を進める。併せて農地中間管理機構の活用も検討しつつ農地保全に努める。

・揚水ポンプや機械等が老朽化する中で今後の生産活動に不安が残る。また、少数の後継者では今現在の農地を維持保全できるか不安である。営農組織の立ち上げ又は受託業者の協力等を模索する必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地域の農地貸借は機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用して、多様な担い手への農地集積・集約化に努める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
後継者のいない農地や高齢化により耕作が困難となっていく農地については、中心経営体への農地集積・集約化していくとともに、後継者のいる農地や現状、営農が可能な農地については営農を維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・耕作放棄が懸念される農地含め、農地中間管理機構を活用して新たな農業者への貸し付けにつなぐ。
(3)基盤整備事業への取組
・高低差の少ない農地は形状変更を行う等、効率的な営農ができるよう基盤整備の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・市町村と連携し地域内に留まらず、地域外からの経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・作業効率化が図れる防除作業を地域一体、一斉化のための事業体を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鹿等の被害が毎年増大、複雑化しているため、フェンス、電柵、ネットを設置すると共に、猟友会の協力を求める。また、目撃情報や被害状況があった場合は速やかに対応できる体制を構築する。鹿や猪だけでなく、猿への対策も検討する。

②減肥料、減農薬を段階的に進めたい。

③トラクタ、田植え機の共同購入及び共同利用の継続。

⑤従前農用地を活用した果樹等の栽培による地域振興を図る。

⑦保全・管理の年間の管理内容を明確化し、最低限の管理を行う。

⑧農業倉庫の維持管理は適宜求められ、施設内機械の共同化を図り経営コスト削減に努めていく。

⑨畜産経営を目指す若者支援の観点から、飼料作物栽培の検討を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	農業者A	水稻、大豆、野菜	10.74 ha	ha	水稻、大豆、野菜	10.74 ha	ha	農業者A		
認農	農業者B	水稻、蕎麦、野菜	6.33 ha	ha	水稻、蕎麦、野菜	6.33 ha	ha	農業者B		
認農	農業者C	水稻、大豆、野菜	3.82 ha	ha	水稻、大豆、野菜	3.82 ha	ha	農業者C		
サ	農業者D	水稻、大豆	ha	3.45 ha	水稻、大豆	ha	3.45 ha	農業者D		
サ	農業者E	水稻、蕎麦	ha	2.52 ha	水稻、蕎麦	ha	2.52 ha	農業者E		
認農	農業者F	水稻	2.13 ha	ha	水稻	2.13 ha	ha	農業者F		
認農	農業者G	水稻	2.05 ha	ha	水稻	2.05 ha	ha	農業者G		
利用者	農業者H	水稻、大豆、野菜	1.86 ha	ha	水稻、大豆、野菜	1.86 ha	ha	農業者H		
利用者	農業者I	水稻	1.77 ha	ha	水稻	1.77 ha	ha	農業者I		
利用者	農業者J	水稻	1.75 ha	ha	水稻	1.75 ha	ha	農業者J		
認就	農業者K	水稻、野菜	1.70 ha	ha	水稻、野菜	1.70 ha	ha	農業者K		
サ	農業者L	水稻	ha	1.52 ha	水稻	ha	1.52 ha	農業者L		
サ	農業者M	蕎麦	ha	1.45 ha	蕎麦	ha	1.45 ha	農業者M		
利用者	農業者N	水稻	1.32 ha	ha	水稻	1.32 ha	ha	農業者N		
利用者	その他耕作者	水稻等	63.20 ha	ha	水稻等	63.20 ha	ha	耕作者あり		
計	14経営体		96.7 ha	8.9 ha		96.7 ha	8.9 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

